

改正

平成25年4月12日市長決裁

平成27年3月17日市長決裁

平成27年3月30日市長決裁

平成30年5月31日市長決裁

令和4年3月25日市長決裁

令和5年12月28日市長決裁

令和7年3月27日市長決裁

鴻巣市一般競争入札に関する取扱執行基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鴻巣市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成17年鴻巣市告示第87号)、鴻巣市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規程(令和6年鴻巣市告示第216号)及び鴻巣市一般競争入札(事後審査型)執行要綱(平成27年鴻巣市告示第106号。以下「入札(事後審査型)執行要綱」という。)に定めるもののほか、市が発注する建設工事等について、透明性の確保、公正な競争の促進及び不正行為の防止を図るため、一般競争入札に付する建設工事等の選定及び執行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「建設工事等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務
- (3) 道路、河川、苑地及び上下水道の維持管理等に係る業務
- (4) 物品の製造の請負、買入れ、修繕、売払い及び借入れ
- (5) 清掃、警備等役務の提供に係る業務

(対象となる建設工事等)

第3条 この基準は、建設工事等のうち、設計金額が1,000万円以上のものに対して適用する。ただし、設計金額が1,000万円未満の建設工事等のうち、市長が適当と認めたものについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般競争入札によらず、当

該各号に定める方法により建設工事等の契約を締結することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条各号に該当する場合 指名競争入札

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合 随意契約

（入札参加資格の地域要件）

第4条 入札執行要綱第3条第2項第3号及び入札（事後審査型）執行要綱第2条第2項第4号の規定により、建設工事の請負契約に係る一般競争入札の入札参加に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 市内に本店又は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可に係る主たる営業所を有する業者

(2) 市内に代理人を置く営業所を有する業者

(3) その他市長が適当と認める地域に本店又は営業所を有する業者

（工事成績点数の取扱い）

第5条 建設工事の請負契約に係る一般競争入札の参加資格のうち、入札（事後審査型）執行要綱第2条第1項第4号イの対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者の点数の基準は、65点以下とする。ただし、年間を通じて受注実績がないなどの理由により工事成績点数のない者については、当該年度における工事成績点数は66点とみなす。

（入札保証金の免除）

第6条 入札保証金を免除した者が落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

（その他）

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

2 この基準の施行の日から平成20年9月30日までは、第2条の規定中「1,000万円」とあるのは「2,000万円」とする。

附 則（平成25年4月12日市長決裁）

この基準は、平成25年4月12日から施行する。

附 則（平成27年3月17日市長決裁）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月30日市長決裁）

この基準は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 5 月31日市長決裁）

この基準は、平成30年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月25日市長決裁）

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年12月28日市長決裁）

この基準は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月27日市長決裁）

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。